# 公益社団法人秋田県農業公社 条件付き一般競争入札(物品調達)実施要綱の運用

## 第3条関係

公告に当たっては、別に定める公告文例を参考とし、次の事項を公告するものとする。

- (1)入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3)入札参加手続き等
- (4) その他必要な事項

#### 第4条関係

- 1 入札参加資格として定めるべき第2項に掲げる主たる営業所又は営業所等の所在地に関する要件は、予定価格の金額にかかわらず原則として、次のとおりとする。
  - (1) 物品の納入場所による要件
    - ①ブロック(県北(鹿角市、鹿角郡、大館市、北秋田市、北秋田郡、能代市、山本郡)、中央(秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡、由利本荘市、にかほ市)及び県南(大仙市、仙北市、仙北郡、横手市、湯沢市、雄勝郡)をいう。以下同じ。)内に主たる営業所又は営業所等を有する者(以下「ブロック内業者」という。)とすることとする。
  - (2) 特殊な物品等でブロック内業者では競争性が確保できない場合 ①秋田県内、東北六県、全国の順に地域を拡大するものとする。
  - (3)(1)にかかわらず、入札が不調となる蓋然性が極めて高い場合(当該納入場所に近接かつ類似する物件調達の入札が不調となった直後に入札公告を行う場合に限る。)又は、当該物件調達の入札が不調になった直後に再度入札公告を行う場合については、(1)にあっては秋田県内業者とすることができる。

## 第7条関係

1 競争入札参加資格確認申請書等の受付締切時刻の設定に当たっては、公告の日から十分な時間を確保するよう留意すること。

#### 第10条関係

- 1 入札書の提出は、指定した日時に、指定の場所に持参すること。ただし、日時等 の指定にあたっては、適切な見積期間が確保されるような日程とするものとする。
- 2 入札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を打ち切らずに執行することとするが、この場合にあっては、あらかじめ公告において

その旨を明らかにするものとともに、地域要件の設定等において競争性の確保に十 分留意するものとする。

## 第12条関係

- 1 入札参加資格における各要件を満たしているか否かについては、開札の日を基準 として判断するものとする。
- 2 1の基準の日以降に入札参加資格における要件を満たさなくなったことが明らか になったときは、当該要件を満たしていなかったものとみなすものとする。
- 3 都道府県税に滞納がないことについては、第14条第1項の規定に基づき落札決 定後に落札者から提出される都道府県税に滞納がないことを証する書面をもって確 認に代えるものとする。
- 4 事務手続の効率化を図るため、落札候補者の資格確認作業段階において当該候補者が入札参加資格を有しないことが見込まれる場合は、必要に応じ、次順位者の入札参加資格の確認作業を併せて行い、両者の入札参加資格について1回の入札審査会でまとめて審議することができるものとする。ただし、入札参加資格を有するものとされた次順位者への落札決定通知は、落札候補者が入札参加資格を有しないことが確定してからでなければ行うことができない。

#### 第13条関係

落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果 通知書については、ファクシミリ等により速やかに当該落札候補者に通知するとと もに、電話等の方法によりファクシミリ等が受理されたことを確認するものとする。

## 第14条関係

- 1 都道府県税に滞納がないことについては、所管事務所長等が発行する納税証明書を提出させることにより確認するものとする。
- 2 前項の証明書の発行日は、落札決定の日以降のものでなければならない。

#### 附則

1 この運用は、令和2年5月1日から施行する。